瑞宝小綬章を授ける　堀内　博
瑞宝双光章を授ける（九月十一日）　佐藤貞治　梅田義則　東狐勲　久本洋一　小椋治子　西澤知能　富加見正夫　三輪一朗　吉開泰彦　上九月八日）　金本嘉明　重川一夫　田村勉　中澤道夫　永福博行　長島重雄　若井朝國博　高山富士雄　野田敏博
瑞宝単光章を授ける（以上九月九日）　（法務事務官）　高守正憲　中村正則　馬杉建一
瑞宝小綬章を授ける　加藤才二
瑞宝単光章を授ける（以上九月八日）　（各通）　尾崎亀松　名越幹朗　廣川昭一
瑞宝双光章を授ける（各通）　足立定雄
瑞宝小綬章を授ける　（各通）

官庁発表

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全済生会労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成27年10月19日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年 10 月 16 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北 海 道　済生会小樽病院及び済生会西小樽病院
岩 手 県　北上済生会病院
福 島 県　済生会川俣病院
茨 城 県　水戸済生会総合病院
群 馬 県　済生会前橋病院
埼 玉 県　済生会鴻巣病院及び済生会川口総合病院
東 京 都　済生会中央病院
神奈川県　済生会神奈川県病院及び済生会平塚病院
新 潟 県　済生会三条病院
富 山 県　済生会富山病院及び済生会高岡病院
三 重 県　済生会松阪病院
京 都 府　済生会京都府病院
大 阪 府　済生会野江病院、済生会新泉南病院及び済生会富田林病院
奈 良 県　済生会奈良病院及び済生会御所病院
和歌山県　済生会和歌山病院及び済生会有田病院
鳥 取 県　済生会境港総合病院
広 島 県　済生会呉病院及び済生会広島病院
山 口 県　済生会山口総合病院及び済生会下関総合病院
福 岡 県　済生会八幡総合病院、済生会福岡総合病院、済生会飯塚嘉穂病院、済生会大牟田病院及び済生会二日市病院
佐 賀 県　済生会唐津病院

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十七年九月三十日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十八条の規定により公告する。

平成二十七年十月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

行政区画、地図及び簿冊を作成した者の名称	地図及び簿冊名
神戸市	地籍図及び地籍簿（神戸市事業第３工業団地造成事業第１工区及び第２工区都市計画事業西神第６地区土地区画整理事業に係るもの）

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

北海道帯広市東五条南四丁目１番地20**株式会社シーサンソーラー**の北海道河西郡芽室町東芽室南一線10番地１シーサンソーラー東芽室太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 27 年 10 月 16 日

釧路地方法務局帯広支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成27年10月５日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 27 年 10 月 16 日

広島法務局長　古門　由久

記

氏名　平林　吉暁
所属する司法書士会　広島司法書士会
登録番号　広島第656号
事務所の所在地　広島市安佐北区口田南３丁目25番18号
違反行為　会則の遵守義務違反等

国営長沼土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営長沼土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 27 年 10 月 16 日

農林水産大臣　森山　**裕**

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営長沼土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し
２　縦覧期間
　平成27年10月19日から平成27年11月16日まで
３　縦覧場所
　北海道夕張郡由仁町及び同郡長沼町各事務所

国営津別土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営津別土地改良事業（区画整理、農地造成）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 27 年 10 月 16 日

農林水産大臣　森山　**裕**

１　縦覧に供すべき書類の名称
　国営津別土地改良事業計画書（区画整理）の写し
　国営津別土地改良事業計画書（農地造成）の写し
２　縦覧期間
　平成27年10月19日から平成27年11月16日まで
３　縦覧場所
　北海道網走郡津別町事務所

国営三方原用水二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営三方原用水二期土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。